報告会社 御中

一般社団法人 近畿ブロック昇降機等検査協議会

令和3年1月分 受付状況ご通知(月報)

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、1月度の受付台数は15.430台で前年同月比98.3%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 窓口での報告書受付業務停止について

新型コロナウイルス感染防止にむけた窓口対応時間の短縮及び窓口での報告書受付業務を停止させて頂いておりますが、当面の間継続させていただきますので宜しくお願いします。 また報告書の訂正や相談に訪問された時に報告書を提出される場合がありますが、別途送付するようお願いします。

2. 定期検査報告書(第一面)の様式変更について

前回の月報で様式変更をお知らせしましたが、協議会への問い合わせが多数ありました。 現在協議会で回答させていただいている内容をお知らせしますので、参考にしてください。

- 問1) 定期検査報告書に押印がある場合受付出来ますか?
 - ⇒受付します。(押印を省略することが出来る事なので、押印があっても受付します。)
- 問2) 定期検査報告済証の押印は必要ですか?
 - ⇒2 月協議会受付分より発行する定期検査報告済証から"印"の表示を削除します。既 に発行している定期検査報告済証への押印についてはどちらでも構いません。
- 問3) 定期検査報告書の"印"の表示を二重線で訂正した場合、訂正印は必要ですか? ⇒不要です。("印"の表示を訂正する必要はありません。)
- 問 4) 定期検査報告書の協議会受付印は無くなりますか?
 - ⇒今まで通り協議会受付印を押印します。
- 問 5) お客様に定期検査報告書の正本には押印なし、副本には押印ありをお願いすることに 問題はありませんか?
 - ⇒正本と副本は同じ様にしてください。(正本と副本を差替える場合もあります。) なおエビデンスを残す必要があるのであれば、別の方法でお願いします。
- 問 6) 定期検査報告書の再作成は検査会社で行っても大丈夫ですか?
 - ⇒再作成を行う場合は、必ずお客様に説明を行ってください。なお協議会受付後の差替えは出来ません。

3. 新建物用途について

令和2年10月月報でお知らせしました建物用途の変更について、今後の対応を連絡させて頂きます。建物用途が"その他"で報告していた場合(作成要領P8参照)、令和3年4月提出分より添付別紙の内容に沿って大分類の表示の新旧併記を行い、提出するようお願いします。なお新旧併記がない場合は変更を行いませんので、ご承知おき願います。

例) 令和3年4月以降(ボーリング場) ⇒ 娯楽施設 「新旧併記]

新規報告(初回報告)については3月末までは旧建物用途、4月以降は新建物用途を記載するようお願いします。

以上